

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第64号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年静岡県規則第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
（鳥獣の保護に支障がないと認められる行為） 第 3 条 法第29条第 7 項ただし書の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。 (1) ・ (2) （略） (3) 次に掲げる工作物の設置 ア （略） イ ベンチ、<u>くずかご</u>、水槽又は墓碑 ウ～セ （略） (4) 政令<u>第 2 条各号</u>に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 ア～ス （略） （文書の様式） 第 4 条 次の表の左欄に掲げる申請又は届出は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書により行うものとし、同表の左欄に掲げる申請書、届出書、報告書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書とする。 <table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>政令<u>第 4 条</u>の申請書</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 様式第 9 号 （略） 鳥獣保護区特別保護地区内の水面 埋立て等に関する許可申請書 （略） <table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>行為の施行方法（鳥獣の保護</td><td>（略）</td></tr></table>	（略）		政令 <u>第 4 条</u> の申請書	（略）	（略）		（略）		行為の施行方法（鳥獣の保護	（略）	（鳥獣の保護に支障がないと認められる行為） 第 3 条 法第29条第 7 項ただし書の知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。 (1) ・ (2) （略） (3) 次に掲げる工作物の設置 ア （略） イ ベンチ、<u>くず籠</u>、水槽又は墓碑 ウ～セ （略） (4) 政令<u>第 3 条各号</u>に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 ア～ス （略） （文書の様式） 第 4 条 次の表の左欄に掲げる申請又は届出は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書により行うものとし、同表の左欄に掲げる申請書、届出書、報告書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書とする。 <table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>政令<u>第 7 条</u>の申請書</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 様式第 9 号 （略） 鳥獣保護区特別保護地区内の水面 埋立て等に関する許可申請書 （略） <table><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>行為の施行方法（鳥獣の保護</td><td>（略）</td></tr></table>	（略）		政令 <u>第 7 条</u> の申請書	（略）	（略）		（略）		行為の施行方法（鳥獣の保護	（略）
（略）																					
政令 <u>第 4 条</u> の申請書	（略）																				
（略）																					
（略）																					
行為の施行方法（鳥獣の保護	（略）																				
（略）																					
政令 <u>第 7 条</u> の申請書	（略）																				
（略）																					
（略）																					
行為の施行方法（鳥獣の保護	（略）																				

